The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	南宋の総領所について
Author(s)	川上, 恭司
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1978, 12, p. 1-29
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/47996
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

南宋の総領所について

川上恭司

目次

はじめに
第一章　南宋財政と総領所
第二章　総領所の機構
Ⅰ　総領所の成立
Ⅱ　総領所の組織
Ⅲ　総領所の管轄機能
㈠財源
(1)課税収益
(A)正税
(B)雑税
(2)事業収益
(A)専売　㋑塩課　㋺茶課　㋩榷酤
(B)紙幣発行
(C)屯田・営田経営
(D)営運・市易
(E)その他
(3)その他の収益
㈡漕運
㈢支給
㈣買馬
第三章　総領所の推移
おわりに

はじめに

南宋時代特有の官衙の一つに総領所がある。これについては山内正博氏が南宋初期の軍閥制御という政治史的な視点から「南宋総領所設置に関する一考察（講）」（『史学雑誌』六四ノ一二）、「総領所の由來に就いて（講）」（『東洋史学』七）をあらわされた。また井手達郎氏が「総領考（一）」（『埼玉大学紀要教育学部篇』五）を、内河久平氏は「南宋総領所考—南宋政権と地方武将との勢力関係をめぐって—」（『史潮』七八・七九合併号）をあらわされている。ここではこれら先学の業績をふまえて、総領所に関する基本的な事項と問題点を再整理し、さらにその財政面（とくに軍兵への支給）に重点をおき、稿をすすめていきたい。

第一章　南宋財政と総領所

南宋の国家規模は、章如愚の山堂群書考索續集巻四六天下地利古盛於北者今皆盛於南の条に、北宋と比べ「戸口登耗墾田多寡、當天下三分之二、其道里廣狭財賦豐倹、當四分之三」とあるように、当時の先進経済地帯であった江南の地を保有しえたとはいえ、北方よりの流寓人口、戦乱による荒廃、更に強まる外圧等に対応するには、その財政は一層困難の度をましていた。特に国家歳出の70％ないし90％を占めていた軍事負担は、更に組織的かつ大規模になった北方民族の侵寇に対し、西は大散関から東は淮水河口に至るまでの一大防衛線の要衝に配された軍隊への補給という新たな問題を抱えこんだ。こうした状況に対処するため、南宋は一方では麦作・二毛作の奨励、戦乱による投棄田土の再開墾—屯田・営田経営、土地法では経界法・贍軍買田法・公田法といった伝統的農本政策をとった。ま

た一方では、新たな財源を求め、豊富な経済力に経国の基礎をおく財政国家と化していった。

それは葉適が言うように北宋では地方政治の中核であった監司がその本務を失ない財務官僚化したことにもよくあらわれている。(1) その傾向は徐松本宋会要輯稿（以下、宋会要と略記す）食貨二八ノ四〇 鹽法紹熙五年八月二十七日の条に「侍御史章穎言、乾道以後、大臣當國者、皆以理財爲務、」とあるのによってもよくわかろう。

さらに言えば、既に正税が頭打ちであったので、経総制銭・折帛銭・月椿銭を始めとする雑税の創設、茶塩等の専売制度の再編成、課税に等しい和糴、会子・交子等の紙幣発行などを打開策としたのである。こうした施策に何らかの形で総領所は関与している。各々については後で触れる。ここでは南宋の国家財政全体と総領所との関係を示すいくつかの史料と、(2) 宋会要職官四一ノ六七 総領所雑録嘉定六年十一月十四日条に監察御史黄序の言とし「國家置四総領所、以董軍餉、半天下之賦入、皆在焉、」とみえ、また宋会要職官二七ノ五一 雑買務には中興孝宗会要を引き、「大抵國家用度、多靡于贍兵、西蜀湖廣江淮之賦、類歸四總領所、以均諸屯、其送京者殆亡幾、唯閩浙悉輸焉、」とあるのをあわせみれば、総領所の国家財政上の位置、その重要性が理解されるであろう。

第二章　総領所の機構

I　総領所の成立

紹興十一年には戦局も小康状態を得た南宋は、まず韓世忠・岳飛らの軍閥的勢力の解体を図った。(3) そうした政策の一環としての財権の回収と先述の軍糧補給問題をからめ、南宋独自の財政体制（ある程度地方の独立を許すブロック経済的体制）の構築が急がれた。このためには、従来の随軍転運使や便宜的に任命される総領財賦官では不十

分であった。そこでより強力な権能を付し定制化されたのが総領財賦軍馬銭糧所である。(4)

紹興十一年に、淮東・淮西・湖広の東南三総領所が、紹興十八年には四川総領所が設置された。(5)以降、発運司復設のため淮東総領所が淮西総領所に一時的に併合されたこと、(6)淮東総領所が鎮江府から江陰軍へうつされたのを除き、(7)表面的にはさしたる変化なしに南宋末まで存続した。

Ⅱ　総領所の組織

ここで宋会要職官四一ノ四四総領所、宋史巻一六七職官志総領所、李心傳の建炎以來朝野雑記（以下、雑記と略記す）甲集巻二総領諸路財賦などをもとに総領所の機構を整理してみたい。総領使は常参官である朝官が任用された。その序列は転運副使の上にすぎないが、従来の路を越えた財務指揮権発動のため、戸部尚書・侍郎・員外郎、太府卿・少卿、司農卿・少卿等の官を帯びていた。その上軍官統制のため専一報発御前軍馬文字という軍職も銜んでいた。これは将帥の推挙、(8)軍官の不正摘発、(9)総領所独自の軍隊の保有(10)のためもあるが、主な目的は軍籍の稽査権にあった。宋史巻一九四兵志廩禄之制に隆興二年殿前司の言とし「乞毎營置籍、郷貫年甲招刺日月悉書之、一留本營、一留戸部、一留總領、以備開落、」とあるように、軍籍を保管し招募の際の軍官の擅行増招を許さず、(11)また虚籍を検索して不法贓取を防いだ。(12)

属僚は準備差遣、幹辦公事、主管文字などで、総領使の辟差（下僚任命）が許されており、それぞれ次表にみえる所属機関等の管理にあたった。

総領所名	附設機関
淮東	分差粮料院・審計司・榷貨務都茶場・御前封椿甲杖庫・大軍倉・大軍庫 贍軍酒庫・市易抵当庫・恵民薬局（排岸官・糴場）
淮西	補足（カッコ内）を除き同右 （都錢庫・激犒庫・椿備庫・公使庫・見錢庫・雑賣場・催綱官）
湖広	分差粮料院・審計院・御前封椿甲杖庫・大軍倉・大軍庫・贍軍酒庫・給納場 （草料場・撥発船運官）
四川	分差粮料院・審計院・大軍倉・大軍庫・撥発船運官・贖薬庫・糴買場 （贍軍酒庫・四川作院）

※この表は主に宋会要職官四一ノ四四総領所の記述から作製した。

Ⅲ　総領所の管轄機能

総領所の職務の第一は、糧秣を調達し前線に補給することである。その所轄を大まかに知るには総領の官名が参考となる。それは宋会要職官四一ノ四四総領所に総領淮東軍馬錢糧（治所鎮江府）―後に浙西江東財賦が付加される[13]、総領淮西江東軍馬錢糧（建康府）、総領湖広江西財賦京湖軍馬錢糧（鄂州）、総領四川財賦軍馬錢糧（利州）とある。所管の軍隊については、同書同条に「鎮江諸軍錢糧、淮東総領掌之、建康池州諸軍錢糧、淮西総領掌之、鄂州荊南江州諸軍錢糧、湖広総領掌之、興元興州金州諸軍錢糧、四川総領掌之」という原則が示されている。

なお四川総領はその地理的関係もあってか、雑記甲集巻一七淮東西湖廣総領所の条などをみれば、東南三総領所に比べ、より自由な裁量が許されていたことがわかる。

(一) 財源

総領所の財源は、上供正税銭糧の截留、雑税の截留といった課税収益と専売、紙幣の発行兌換業務、営田・屯田の経営といった事業収益に大別される。

(1) 課税収益

(A) 正税

先にも述べた通り、東西に伸びた防衛線への補給問題は必然的に財貨の中央集中を不可能にし、上供銭米の截留措置がとられた。例えば、李心傳の建炎以來繫年要録（以下要録と略記）巻一八四紹興三十年正月癸卯の条に上供米の截留分配がみえている。総額二九九万石のうち、一一二万石が行在に、鎮江府六〇万石、建康府五五万石、池州一四・四万石、荆南府九・六万石、鄂州四五万石といった具合である。ここで糧秣問題を総考するため、厳密に言えば課税ではない収糴をもみれば、すでに上供米には固定化ないしは逓減傾向すらみられ、紹興年間には原額四六九石のうち実徴は三六二万石にすぎず、欠額一二〇万石前後を補充するため、和糴法が採用された。

淮東・淮西・湖広の東南三総領所では、紹興十八年行在、臨安府和糴場、平江府和糴場とともに、淮西総領所一六・五万石、淮東・湖広両総領所各一五万石の歳糴額が定められた。また地方別にみれば要録巻一八二紹興二十有九年閏六月丁巳の条に、収糴総額二三〇万石のうち、浙一〇〇万石を鎮江府・平江府・常州へ、江東五〇万石を建康

府・太平州・池州へ、江西三〇万石を江州、湖南二〇万石を荆南府、湖北三〇万石を荆南府・鄂州・純州へと送っている。以降、淮東・淮西総領所では椿積米一〇〇万石を額に和糴が行なわれ、湖広総領所でも淳熙十三年には六十万石、紹定元年には七〇万石という収糴例がみられる。(14)

四川総領所では雑記甲集巻一五四川軍糧数に、歳用一五六万余斛のうち一三七万斛（関内七八万石・関外六〇万石）を糴買するといい、同書甲集巻一七淮東西湖廣總領所には、乾道中の東南三総領所の歳費にふれた後に、「川中糴買、歳爲八百三十餘萬緡」とある。魏了翁の鶴山先生大全集巻七六四川総領李蘩の墓誌銘には淳熙三年七月辛未の廷臣の上疏として四川総領の歳支軍糧一五〇万石のうち和糴六〇万石といっており、東南の場合より更に和糴への依存度が高かったようである。かくして一時は十分な椿積ができ「以新易陳」と称し古米更新の意味をも含め、宋会要食貨五七賑貸等にみえるように賑恤に供されたほどにもなった。

(B)　雑税(15)

これら雑税が財政収入の上で大きな比重を占めていたことはすでに明らかである。

まず経総制錢は、四川総領所の場合、紹興休兵之初歳費額二六六五万緡のうち二三一万緡が経総制錢で充当され、(16)また四川全体での総額五四〇万緡の残り一三四万緡は湖広総領所へ送られていた。この湖広送納分は紹興十四年に一七三万緡に達したが、のち減じて紹熙年間六〇万緡、紹熙以降九〇万緡が永例とされた。(17)湖広総領所へはその他、紹興三十年に広東・湖南経総制錢一〇万緡が送られており、(18)その後も淳熙十五年にもその存続が認められる。(19)淮東総領所へは、嘉定鎮江志巻一五経総制錢の項によれば鎮江府の経総制錢一一七、〇七〇貫を送納すとある。

和買折帛錢については要録一八二紹興二十有九年五月己未の条に「江浙四路所起折帛錢、地里遙遠、欲就近椿管、

以備軍用」とあって総額五六八・九万余緡のうち、鎮江府・常州・徽州・處州の八二・七万余緡を鎮（江）務場へ、建康府・宣州・信州・洪州・筠州・袁州・撫州の一一九・四万余緡を建康務場へ、池州・饒州・太平州・南康軍六四・八万余緡を池州大軍庫へ、江州・吉州・臨江軍・建昌軍・興国軍四七・九万余緡を鄂州（湖広）総領所へ送納し、その措置については「自行在外、令浙西提刑司三総領所、認數拘催、置庫樁管」とみえる。

契錢は要録巻一九紹興三十有二年五月己亥の条に「總領四川財賦王之望乞、根括民戸嫁資及遺囑田合納契税錢、應付贍軍支用、從之、」とあり、その額は雑記乙集巻一六四川樁管錢物の項に隆興二年として四百餘萬緡とされ、その割註に引く實録によれば「湖廣総領司馬倬奏、已承指揮、取撥四川白契錢一百五十萬貫、乞更撥五十萬、從之」と湖広総領所へも分撥されていたことがわかる。[20] その他、月樁錢などについても部分的な事例はみられる。

これらを国家財政全般との関連においてみれば、葉適の水心別集巻二経總制錢の項に「以貫計者、至於千七百萬、凡今截取以畀總領所之外、戸部經常之用、十八出於経總制」とあり、同書巻一〇實謀に戸部歳費一五〇〇万貫とあることから試算すると五〇〇万貫前後の経総制錢が総領所の経費にあてられていたとなる。したがって雑税全体としても、総領所の歳入に占める割合は大きかったに違いない。

(2) 事業収益

(A) 専売

㋑ 塩課[21]

馬端臨の文献通考巻一六征榷考三塩鉄孝宗乾道六年の戸部侍郎葉衡の奏に「今日財賦之源、煮海之利、居其半」と

いう語句がみえ、要録巻一四五紹興十有二年六月壬午の条には「今國用仰給煎海者、十之八九」とあって塩課の重要度がわかる。更に茶課をも含め、宋会要食貨三三ノ二七茶塩雑録紹興三年正月十五日の條に「國家養兵之費、全籍茶鹽之利」とみえ、また宋会要食貨二六ノ七塩法紹興三年正月十三日の条に「朝廷養兵之費、多仰塩課」という風に専売収益は軍事費と関係が深かった。

さて榷塩を大きく分けると両広塩（広東・広西）、閩塩（福建）、淮浙塩（東南諸州軍）、蜀塩（四川）となり、うち閩塩を除く三者が総領所にとくに関係があった。

蜀塩は皇宋中興兩朝聖政（以下、聖政と略記）巻三建炎二年八月辛未の条に「四川三十州、歳産鹽約六千四百餘萬斤、後隷總領財賦所贍軍」とあるのが、総領所に関する史料の初見である。しかも南宋ではこの地の榷塩法は四川総領財賦であった趙開が確立したもので、総領所の重要な財源であった。雑記甲集巻一七四川總領所によれば紹興休兵之初歳費二六六五万緡のうち三七五万緡が塩課で充当されていた。

淮浙塩は主に三榷貨務都茶場（行在・鎮江・建康）を拠点に専売されていた。乾道六年には三榷貨務歳額は合計二四〇〇万貫で、うち淮東・淮西総領所に属すとされた鎮江・建康両務場は合せて一六〇〇万貫であった。そのうち約80％ほどが塩課であるとすれば、その額は約一二〇〇万貫ほどあった。(22)

淮東総領所については宋会要職官四三ノ四五提舉茶塩司に嘉定十七年三月二十三日の淮東総領所の言として「経費一月何啻陸拾萬緡、鎮江務場、認發幾半、全藉發賣茶塩鈔引、以應供億」とあり、雑記甲集巻一七榷貨務都茶場の項に「乾道三年三月、詔、以二千四百萬緡爲額、（中略）於是、淮東總領所、實在鎮江、目指榷貨錢三十萬緡、爲贍軍之用」とあることから茶課も込みで月に三〇万緡ほどが総領所にまわされ、それは総領所収入全体の50％ほどもあ

ったことがわかる。後ちに慶元年間に淮東総領使であった薛紹の墓誌銘には「淮東、用鹽餉軍」とある。[23] また淮西総領所では、淳熙十年まで淮西総領使に在任していた蔡戡の定齋集巻三乞依行在場務優潤状に「建康屯駐大軍支遣、萬數浩瀚、別無朝廷科降錢物、全藉務場入納茶鹽等錢應副」とみえ、また嘉熙四年に淮西総領使在任の李曾伯は可齋雜藁巻一五再辭免状（除左曹兼淮西總領）のなかで「建康大軍一窠、全仰鹽鈔歲額以一千二百萬計」といっている。以上の史料から、淮東・淮西の両総領所とも塩課への依存度が極めて高かったことが理解されるだろう。

次に両広塩についてみれば、雜記甲集巻一四廣鹽の項に「（紹興）九年、罷官賣鹽、許通商於嶺外、其錢助鄂州養兵之費」とあるように湖広総領所へ送納されていた。額については要録巻一八四紹興三十年春正月庚辰朔の条に戸部郎中総領湖廣財賦彭合の言とし一〇万緡があがっているのを初めとして、乾道四年にもその額は確認される。[24] しかしこれは紹熙五年にすでに八万四四〇余貫に減らされていたのを、更に應付靖州歲計錢三万貫とともに広西塩減額一〇万貫の対象とされ、[25] 以後、財源としての意味はほとんどなくなった。

(ロ)茶課[26]

茶専売収益について、淮東・淮西両総領所も先に塩課のところでふれたようにこれを収入源としていたが、殊に四川と湖広の両総領所がめだっている。

四川では塩と同様、趙開が専売を復し建炎初年に茶引一七〇万貫を売っている。[27] 雜記甲集巻一七四川総領所の項から紹興休兵之初の歲費二六六五万緡のうち一〇四万緡が茶司錢で賄われていたことがわかる。さて四川全体の産茶額は雜記甲集巻一四蜀茶に「今成都府利州路二十三處茶場、歲産茶二千一百二餘萬斤、通博馬物帛、歲収錢約二百四十九萬三千餘緡」とある。これは本来、提挙茶馬司の買馬にかかわるものだが、このうちから四川総領所へまず四

○万緡、更に紹興二十五年以降には七三万緡を追加し計一一三万緡が送られた。後ち茶馬司の反対もあり、乾道年間には一～二○万緡に減っていたが、淳熙十一年以後は五○万緡を定額とした。[28]

次に湖広総領所をみると、宋会要食貨三茶法雑録を中心にしばしば茶引給降に関する記述がみられることからもその財源としての重要性がみてとれる。それは宋会要食貨三一ノ二三茶法雑録下淳熙三年二月十三日の条に淳熙三年歳計茶引七五・二万貫に加えて、更に給降すること長引三○万貫とあり、同書食貨三一ノ三三茶法雑録下には[29]「嘉定十一年分歳計茶引内、江西路茶引、已降過二百四十七萬六十八貫八百五十五文、其銭實係應副本所（湖広総領所）大軍支遣」とあり、続いて都省照得として「湖廣總領所茶引、通年止貼降二百萬貫」とあるところから定額が決められたことがわかる。その後は淳祐末から宝祐にかけて湖広総領を兼任した李曾伯は可齋續藁前巻三四乞休致奏のなかで「乃若上流茶税、（中略）今江州分司、歳収未暇計、先來鄂岳、置専官、所取未暇計、只以鄂岳兩場、自淳祐十二年二月至今四月、収七百餘萬、通而計之、何翅幾千萬、是皆向來總所所有也、分無是矣」といい、また可齋雑藁巻一九奏申の奏廃罷茶局科助でも「制總兩司、歳仰茶利、以佐軍費、總所約収數百万、制司亦収數十萬、今諸局悉廃矣」と言っていることから、少なくともこの時点以前にその収益は跡絶えたことが知れる。

なお、淮東・淮西両総領所については、先に塩課の項で触れたが、乾道六年度の鎮江・建康両務場の専売収益一六○○万貫のうち、塩利を差し引いた四○○万貫がほとんど茶利であった。

(ハ)榷酤

周藤吉之氏の指摘されるように[30]南宋では官が酒を醸造し、その利益を軍費にあてることが盛んに行なわれた。贍軍酒庫もその一であり、四総領所のすべてに付設されていた。宋会要食貨二〇ノ一九酒麴雑録一紹興十三年九月十日には

総領所脚店と称した酒庫が増えすぎたので、詔して淮東総領所は元置州軍に、淮西総領所は建康府にのみ限定設置させたとあってその盛行ぶりがしのばれる。淮西についてはまた景定建康志巻二六巻官守志三諸司寓治提領建康府戸部贍軍酒庫所の項に、建康府の贍軍酒庫二九庫のうち四庫が総領所に属していたが、乾道七年に淮西総領周闕の請により二九庫を統轄し提領戸部贍軍酒庫所で管理し、提領は総領使が兼任しその収益は諸司に分撥し残りを総領所へいれたといった記述がある。

酒造に関しては人戸の買撲（請負）も盛んであった。雑記甲集巻一四東南酒課には「紹興二十六年正月始、詔、諸軍撲買場務、令常平司拘収、城郭酒店、令總領所拘収」とみえ、東南三総領所における管轄分担が示されている。収益については、宋会要食貨二一ノ一五買撲坊場に紹興三十一年十月十四日戸部言として諸路州縣の人戸買撲坊場のうち、両浙江東西湖南北の合納浄利銭三八〇万貫を軍興による支出増を理由に江東西の分を建康（淮西）総領所へ、湖南北分を鄂州（湖廣）総領所へ送っている例がある。管理権の方も宋会要職官四一ノ五八総領所淳熙六年三月二十四日の条に「淮西總領蓋経言、諸州常平買撲酒坊、往往侵損官課、乞從本所、日下發併、自行措置興開、依數認還常平元額、從之」とあって、総領所に集中したことがわかる。

(B) 紙幣発行[31]

南宋期には交子・会子と呼ばれた紙幣が大いに流通し、和糴の糴本、官兵の俸給等に使われたことは周知の通りであった。これら紙幣は大まかにいって、銭引（四川）・湖広会子（荆湖北路、京西路）・淮南交子（淮東路、淮西路）・行在会子（四川を除くほぼ全国）の四種があった。

銭引は総領使の前身である川陝宣撫司随軍転運使趙開が紹興三年には一五〇万緡、同年十月には四〇〇万緡、紹興六年には三〇〇万緡を増印して軍儲を賄った、[32]後も便宜増印が行なわれたようで、要録巻四一八紹興三十年三月丁未の条には一七〇万緡、同巻四一九紹興三十年閏二月乙未には銭引一〇〇万道を四川総領が増引し軍備に供したとある。後ち宝祐初にその発行権を制置司へ付すとあることから、[33]恐らくこの時までは総領所に発行権があったものと思われる。なお四川ではその他に開禧三年に総領陳咸が小会子を造り、[34]また関外銀会子についても、その一部を大安軍で発行したことが知られている。[35]

湖北会子は隆興元年湖広総領王琪（珏）が直便会子七〇〇万緡発行したのを始めとする。[36]後には濫発がたたり、乾道三年には会子の印板を中央に回収された。[37]

淮南交子については、乾道二年に「両淮（淮東・淮西）総領所、許自造会子」という記事があり、総領所の関与するところであったことが知られる。[38]

紙幣発行権関係は以上だが、別に紙幣の収兌（回収兌換）の時にえられる水火不到銭・貼頭銭（貫頭銭）といった財源があった。要録巻一七九紹興二十八年五月己亥の条に兌換の際に損失して至らざる者を水火不到銭といい、大体毎界数十万緡あり、四川総領所の財源であったという。貼頭銭は初めは紙墨銭として徴収されていたらしくて紹興十一年には銭引の場合毎界無慮一七〇万緡あったと言う。[39]これも四川総領所では紹興休兵之初（十一年頃か？）には九〇万緡、[40]慶元年間には、毎界一八〇万緡という数字があがっている。[41]

他の総領所についてもしばしば兌換を乞う記事がみられる。これは流通正常化を図るのみが目的ではなく、先のような収入もまた魅力の一であったと推される。

(C) 屯田・営田経営[42]

国境地帯の淮南・京西・湖北・陝西・四川等の地では、戦乱により田土が荒廃し、その再開墾と、糧秣自給を目ざして屯田・営田が設けられた。当初は宣撫使や鎮撫使の管下にあったが、東南の場合は宋会要食貨三ノ三三営田乾道元年五月十八日に帥臣、漕臣とともに淮東西湖広総領が兼提領措置屯田となることが定められたとある。総領所は屯田・営田の収益の一部を拘収し[43]、農具耕牛の貸与補助、力耕官兵への支給を行なった。しかし官兵による耕種は、淮西を例にとると「所得不能所費之半、」[44]と採算にあわず、次第に民戸請佃に切り替えられ[45]、または営田出売も行なわれた[46]、四川のみはもともと正税米収入が少なかったためか、少し長続きしたが、やがて強将豪民の侵奪のため、実を失なっていった。

(D) 営運・市易

営運は宮崎市定氏によれば動産資本の運転をいうのであり、市易は王安石の市易法の流れをくむ一種の融資法であった[47]。これらは総領所では市易抵当庫で行なわれていた。営運は淳熙七年七月甲戌に停止令が出ており[48]、おそらくその時のこととして、周必大の文忠集巻一四三論措置営運には、淳熙七年総計一六・三万貫で、内訳は淮西総領三・三万貫、淮東二・五万貫、湖広四・三万貫、四川二・四万貫とみえる。市易は崔敦禮の宮教集巻五代乞罷總司市易劄子に孝宗が毎総司二十萬緡を降し五割の利をとり、軍卒の困窮者に与えんとするのを諫止したとある。（楊萬里誠齋集巻一二三、朱熹朱文公集巻九六などに同種の記あり）いずれも表向き賤商思想から禁止されてはいるが、現実

にはさかんに行なわれていたに相違ない。

(E)　その他

金国との対外貿易場（榷場）[49]では漕司とともに提領措置官に総領使がなっている。[50]また付設機関の太平恵民薬局、雑売場や贖薬場は薬物の出売にあたったが、淮西の例だと事務不多としてその官は兼任されるぐらいだから[51]財源としてたいした比重を占めていなかった。

(3)　その他の収益

以上の課税、事業収益に入らない給降賜与といった形の特別な臨時財源があった。まず度牒[52]をみると要録巻一八八紹興三十一年二月乙丑の条に、度牒発行再開を告げ、出売したうち、荆湖京西分の価銭を東南三総領所へ輸すという記述がある。四川では乾道四年正月九日に僧度牒一千道・紫衣師号五百道[53]をまた乾道四年から淳熙元年にかけ総計一・一万道、淳熙以後は年に度牒六六一道を得て酒課の減を補なっている。[54]また宋史全文續資治通鑑巻二六淳熙四年二月の条で四川総領所が度牒二五〇〇道の給降を乞うた記事に続き「時多以度牒賜諸総所、貼助經費、後不盡録、」とあり、頻繁に給降があった様子がうかがえる。

度牒とならんで給降例の多いのは、収糴の際の糴本銭や軍費として降された会子であった。こうした賜与は確たる財源としての実態はとらえにくいが、財源として重要であるとおもわれる。

以上種々の収益源についてみたわけだが、概していうならば淮東・淮西総領所（特に淮西）は塩課、湖広総領所

は茶課と四川や広南からの経総制銭、四川総領所は、茶、塩課、雑税をそれぞれ特色ある財源としていたといえる。

(二) 漕運

こうして調達された糧米銭物は紹興末年淮東総領であった洪适の盤洲文集巻四二乞令漕臣備辦餽運舟舩劄子に「臣伏見、諸路総領官、只以科撥爲職、其餽運之事、則漕臣所掌、」とあるように、原則として転運使によって漕運さるべきものだった。しかしその「拖欠留滞」の弊が甚しいため、総領所が「比較按劾」したり、[55] 紹熙元年には東南三総領所が直接漕司を催督したりしている。[56] やがては葉適の指摘するように[57]漕運の権は総領所へ移った。さらに宋会要食貨一一四四ノ宋漕運乾道七年九月十二日には鄂州に撥発船運官を置きたいという湖広総領の奏が容れられている。類似の官職は淮東では鎮江排岸官兼掌総領所逋欠綱運官吏や催綱使臣、淮西では淮西総領催綱官、四川には撥発船運官といった具合に専門の官が設置されている。また現地で総領所の業務にあたる官は宋史全文續資治通鑑巻二九嘉泰二年冬十月壬申朔の条に「詔、諸州起發總領所財賦、以通判爲主管官」とあり、宋会要職官四一ノ七〇総領所嘉定十五年正月二日の条にも淮東総領岳珂の奏言中に「久例、沿邊郡縣通判判官知縣兼受給、曹官主簿兼倉庫、指作兼職」とあって知縣ないし通判級の兼任とされた。その実際の配置は永樂大典巻一四六二六部吏部三考任門に東南三総領所の場合がみられる。その上、総領所は拖欠の多い州軍に専官を派し督責させたりしている。[58] こうして徴収から漕運まで、更にはその収納先の転般倉や大軍倉・大軍倉も総領所の管下にあるものが多いため、いわば軍糧補給のための一貫した輸送体制ができたのである。(付図参照)

(三)　支給

こうして調達、輸送された糧米銭物は大軍倉庫から支給された。ここでは軍兵への支給に焦点をおき論をすすめると、宋代のそれは衣糧銭の三本立の本俸と臨時支給の犒設（雪寒錢、柴炭錢など）から成っていた。総額は紹興末年頃には本俸合算して約二〇〇ないし二四〇緡が年額であった。[59] そして本俸のうちで問題となるのが生券と熟券の別である。これは安部健夫氏によれば、屯駐兵には熟券が、屯駐処より前線へ出戍した兵に添給されるのが生券であったという。[60] ここではその額について補足すれば、李曾伯の可齋續藁後集三救蜀楮密奏に宝祐年間のこととして「屯駐兵熟券、見月支第一料四百貫、屯戍軍生券、見月支第一料六百貫、却有支鹽在外、然以百貫易一銀交、是熟券月得四貫、生券得六貫、得四貫者、止該十八界會八百文、得六貫者、止該十八界一貫二百文、軍貧而怨、良以此故、今當與之照東南例、並支京交、且以熟券日二百、生券熟日一百計之、熟券月可得京交六貫、生券月可得京交三貫、却令制司與捐鹽數、是屯駐五萬人、歳支熟券不過三百六十萬、戍援寛作二萬人、歳支生券不過七十二萬貫共該四百三十二萬貫」とあることから、淳祐から宝祐年間には四川では熟券四川銭引第一料四百貫、生券六百貫であり、東南では熟券は京交六貫、生券京交三貫であったことがわかる。また宋史巻一九四兵八廩禄之制には「（咸淳）九年、四川制司有言、戍兵生券、人月給會子六千、蜀郡物價翔貴、請增人月給九千、」という数字も出ている。

更に糧米の支給額をみれば可齋雑藁巻元奏襄樊經久五事に「臣計算、一萬人一年生券、合該米九萬石十八界交三十六萬貫、」とあることから、湖広での生券米は月支七斗五升であるとわかる。次に熟券米であるが、四川の場合宋会要兵六ノ二屯戍下淳熙四年七月十六日四川總領李蘩の言に西和州の合差更戍官兵千六十一人のうち五百六十一人馬

二百疋を裁減すれば年間、添支口食米五千余石を省けるとある。したがって添支口食米＝生券米とみれば年額約九石（恐らく月に七斗五升ぐらいで湖広の場合と一致する）である。これと宋史巻三八三虞允文伝に「（乾道）九年、至蜀、大軍月給米一石五斗、不足贍其家、」とあわせみれば熟券米月支七斗五升と考えられる。

衣料は宋会要兵五ノ六屯戍下慶元元年八月九日に戸部侍郎が鎮江・建康屯駐大軍及び建康馬軍・許浦水軍の春冬衣はすでに総領所の支散にかかる江鄂諸軍の例にならい、総領所に近辺の屯駐州軍の催到紬絹を科撥し給散せしめんと乞い認可されていることから、東南における給散は確認される。

犒設については宋会要兵五ノ二〇屯戍隆興元年四月一日の詔に、淮東淮西湖広総領所が使臣一貫文兵七百文を支給した例がみえる。

こうした支給を例えば本俸の例をとり、総領所財政全体との関連でみれば、宋会要兵五ノ二八屯戍上乾道七年九月十七日の条の湖広総領所管内の荆南・江州・鄂州三都統司の差出見屯（屯戍）兵二四六五二と雑記甲集巻二六乾道内外大軍數にみえる三都統司兵籍計七・九万から試算すれば、年間銭約六六五万貫、米約八三万石となる。当時雑記甲集巻二七淮東西湖廣總領所では湖広総領所歳出九六〇万緡九〇万石とあることから軍兵への支給がその大部分を占めていたことがわかる。

(四) 買馬(61)

南宋時代軍馬の供給地は川秦と広南であった。うち主なのは川秦地方で（歳額一万匹前後　広馬二千匹）、都大提挙茶馬司がこれにあたった。総領所も提挙秦州買馬監を兼任提領したり（四川）、荆襄地方で歳額二百疋を購入した

（湖広）事例がある。[62] しかし総領所の本務は四川の場合は宋会要兵二四ノ四〇馬政紹興二十八年七月二十八日殿前都指揮使楊存中の言にある馬綱の押綱使臣・兵士に対する支給であり、東南三総領所では要録巻一八七紹興三十年十二月辛酉の条などにみえる送納された馬匹のうちで江上諸軍に属するものの格尺歯歳等の審験であった。[63]

第三章　総領所の推移

以上みてきたように豊富な財源をもとにして、軍兵への支給を主に雑多な財政機能を包括した総領所は、南宋初期の軍閥的勢力の割拠状態を切り抜け、安定へむかうに多大な貢献をなした。そして一時は、開禧丙寅に淮東総領であった岳珂の愧郯録巻九宣總公移の項にみえるように、いわば方面軍総司令官であった宣撫使とあい拮抗する勢いまでみせた。しかし以降、総領所はその機能を発揮しえずに終った。ここでその所以について考えてみたい。

まず全般的な展望としては、課税に等しい和糴・雑税等の苛酷な収奪、専売制度の行き詰まり、紙幣濫発による悪性インフレーション等々、さらには戦況の悪化も加わり、南宋の経済政策が結局は贍軍買田・公田法へと回帰せざるを得なかった状勢の中では、総領所のように対症的に組織された機関がいち早くその影響をうけ衰退したのは当然の推移ともいえる。これを専売についてみると、淮浙塩は嘉定年間に淮東総領になった汪綱によれば、宋史巻四〇八汪綱伝「淮東煮塩之利、本居天下半、歳久敝滋、塩本日侵、帑儲空竭、負兩總司五十餘萬、」という状態で、更に建康・鎮江両榷貨務も開禧末年総領所の管理を離れた。[64] 鎮江務場は嘉定七年に淮東総領所に復帰したが、やがて所収なしとて淳祐から宝祐の間に建康の提領江淮茶塩所へ併合された。[65] 湖広総領所の重要財源の茶利も国用司に吸収された。[66] また総領所のような財貨の集中は常に中央の忌むところで宋会要食貨五六ノ六〇戸部淳熙四年十月八日の条に

「総領収到綱運、版曹豈容不知、自今、可令月申、以備稽考、」とみえ、同食貨六二ノ六六諸州倉庫淳熙九年七月九日に「詔、諸路州軍、應有朝廷米斛、專委守臣、認數樁管、（中略）總司毋得干預、」というふうに総領所への掣肘があった。更にそれは転般倉、大軍庫へも及び宋会要食貨六二ノ六六諸州倉庫淳熙十年四月七日の条に「詔、建康鎮江府轉般倉、各撥隷本府、所有逐州府大軍倉椿管朝廷米、並委守臣、同本倉監官、認數別敖封鎖」とあって、先に触れた漕運体制の成立とは裏腹な現象がはやくもみられる。また官制でも総領所の機能に重復凌駕する国用司の設置があった。(67) 軍務行政面では可齋續藁前集巻三奏申乞免兼湖廣総領奏壬子（淳祐十二年）十二月に「惟是制臣掌兵餉臣掌賦、中興建置初意、職守相維、頃年京湖因以生券屬制司、蒙朝廷尋以閫臣兼餉事、要是出權宜之策、不可爲經久之規、」とあり、湖広では生券が総領所の手を離れ制置司に移ったことがわかる。それと可齋雜藁巻三〇申密院照戎司兵額に淳祐末の鄂州（都統司）兵額四六一二〇見管（屯駐）五三六八二とみえ、彭亀年の止堂集巻六江陵條奏邊備疏に紹熙末として「昔人守禦此地、動數萬人、猶以爲少、今僅以數百守之、」とあるのをあわせみれば、戦局悪化に伴なう都統司屯駐兵（熟券兵）の減少、出戍召募兵（生券兵）の増加、したがって軍糧支給を通じた総領所の軍政参与権が削落していったことが明らかになる。これは従来、総領所とともに現場の軍務行政を分担していた都統司が制帥司の節制をうけるようになったことと軌を一にする。(68) これらは湖広の例だが、大なり小なりこうして南宋の地方軍政全体が宣・制帥司の下に集中してゆき、(69) 総領所は有名無実化していった。(70)

おわりに

以上みてきたように、財政負担の分散と軍権制御の一石二鳥を狙って創設された総領所は、財政国家―南宋の一

典型ともいえる機構であり、その機能は多岐にわたっていた。そしてその所期の目的を達し、南宋百五十年の礎をきずいた。が所詮は寄り合い所帯で、戦局がモンゴルの侵入という新たな脅威をむかえると、より強力な集権志向のためその財権を吸収されて急速にその実を失なっていった。

今後は更に地域経済と密着した形での総領所の機能、官僚機構上でのその位置等について考察する要があろうが次稿に譲りたい。

註

(1) 葉適水心文集巻三奏議監司。宮崎市定『政治論集（中国文明選11）』朝日新聞社　昭和四五　三一一頁～三二四頁。

(2) 宋会要食貨五六ノ六六　戸部紹熙元年十月二十一日の条に紹熙元年の歳収六千八百萬一千二百貫のうち朝廷九百六十五萬一千百貫、戸部千八百七十二萬三千百貫、四総所二千九百萬六千貫、諸戍牧馬歸正等處之截留一千六十二萬貫。葉適の水心別集巻一〇實謀に歳入八千二百萬緡で歳出のうち戸部経費は一千五百萬緡、供四屯駐兵は六千萬緡。山堂群書考索續集巻四五財用門嘉定歳入之數（嘉定十年廷對）に三千五百萬緡のうち版曹千九百萬緡、淮東総領二百六萬緡、淮西総領三百七十八萬緡、湖広総領五百七萬緡、四川総領五百三十八萬緡とある。また雑記甲集巻一七淮東西湖廣總領所の項にみえる乾道中の歳費は淮西一千一百餘萬緡米七十萬石、淮東七百萬緡米七十萬石、湖広九百六十餘萬緡米九十萬石であり、玉海巻一八五食貨會計乾道度支都籍・参考上計録には乾道四年として今一歳内外支用之數大槩五千五百萬緡有奇とあるのを比べれば、いかに多くの財貨が総領所に集中していたかがわかる。

(3) 山内正博「南宋建国期の武将勢力に就いての一考察」（『東洋学報』三八ノ三）はじめ一連の研究。

(4) 雑記甲集巻一二官制二総領諸路財賦「総領財賦古無其名、靖康末高宗以大元帥駐軍済州、命随軍轉運使梁揚祖総領措置財用、然未以名官也、建炎末張魏公用趙応祥総領四川財賦、始置所繫銜、総領官自此始、」。

(5) 要録巻一四〇紹興十有一年五月辛丑。宋会要職官四二ノ四七　総領所紹興十八年五月二十七日。

(6) 宋会要職官 四一ノ五六 総領所乾道六年四月一日の条、同年十二月には復置されている。
(7) 宋史巻四七本紀瀛國公徳祐元年三月庚子。
(8) 宋史巻三九本紀寧宗嘉定五年冬十月辛巳の「詔、諸路総領官、歳擧堪將帥者二三人、」など。
(9) 聖政巻六三淳熙十有四年十有一月乙卯「進呈淮西総領趙汝誼體究到馬軍行司回易等事、上曰、諸軍今後如有違戻、令総領所覺察以聞、施師點等奏、総領銜位帯専一報發御前軍馬文字、正是此意、」。
(10) 可齋雑藁巻一六出帥經理襄樊奏に総所勇勝軍一千五百人、景定建康志巻三城闕志四営寨に淮西江東軍馬錢糧所総効軍寨四所とある。
(11) 宋会要職官 七一ノ二二 黜降八乾道四年十一月二十二日など。
(12) 宋史巻二四七 趙彦橚伝「遷湖廣總領、舊士卒物故、大將不落其籍、而私其月請、彦橚置別籍稽核之、」。
(13) 盤洲文集巻四一乞添總領江浙財賦字劄子。
(14) 斯波義信「宋代市糴制度の沿革」(『青山博士古稀紀念宋代史論叢』所収)
(15) 曾我部静雄『宋代財政史』、梅原郁「南宋折帛錢をめぐる一考察」(『史林』四八ノ三)、王徳毅「南宋雑税考」(『史原』第二期)。
(16) 雑記甲集巻一七四川總領所。
(17) 雑記甲集巻一五四川經總制錢。
(18) 要録巻一八五 紹興三十年六月辛未。
(19) 宋会要食貨 六四ノ一〇五 経総制錢淳熙十五年八月四日。
(20) 白契錢はふつう経総制錢に含めるが、ここでは別記した。
(21) 戴裔煊『宋代鈔鹽制度研究』、草野靖「南宋時代の淮浙塩鈔法」(『史淵』八六)。
(22) 歳額は宋会要食貨 五五ノ二八 榷貨務乾道六年三月一日、比率は要録巻一〇四紹興六年八月乙丑。
(23) 葉適、水心文集巻一九中奉大夫太常少卿直祕閣致仕薛公墓誌銘。
(24) 宋会要食貨 二七ノ二四 鹽法乾道四年六月四日。
(25) 宋会要食貨 二八ノ四〇 鹽法紹熙五年八月二十七日。

(26) 梅原郁「宋代茶法の一考察」(『史林』五五ノ一)。
(27) 宋会要食貨三二ノ四六茶鹽雑録紹興元年十月二十一日。
(28) 雑記甲集巻一四蜀茶。
(29) ここは繫年が混乱しているので記さない。
(30) 武田金作「宋代の榷酤について」(『史学雑誌』四五ノ五・六)、周藤吉之『宋代經濟史研究』二三九頁〜二四二頁。
(31) 加藤繁『支那經濟史考證』下、曾我部静雄『宋代財政史』、日野開三郎「南宋の紙幣見錢公據及び見錢關子の起源に就いて」(『史学雑誌』四八ノ七・八・九)を始めとする一連の研究、草野靖「南宋時代淮南路の通貨問題」(『東洋学報』四ノ四)、「南宋行在会子の発展(上)(下)」(『東洋学報』四九ノ一・二)、全漢昇「宋末的通貨膨脹及其對於物價的影響」(『中國經濟史論叢』第一冊)。
(32) それぞれ要録巻六八、六九、九七にみえる。
(33) 宋史巻一八食貨志會子。
(34) 雑記乙集巻一六四川總領所小會子、(これはすぐに廃されて流通せず)。
(35) 雑記甲集巻一六關外銀會子。
(36) 雑記甲集巻一六湖北會子、(文献通考巻九錢幣二には珏とする)。
(37) 宋史巻一八食貨志會子。
(38) 宋史巻三三本紀孝宗乾道二年十一月己酉。
(39) 雑記甲集巻一六錢引兌監界。
(40) 雑記甲集巻一七四川總領所。
(41) 同右。
(42) 周藤吉之「南宋に於ける屯田・營田官荘の經營」(『中國土地制度史研究』)、梅原郁「南宋淮南の土地制度試探——營田屯田を中心に」(『東洋史研究』二ノ四)。
(43) 要録巻一八三紹興二十九年九月辛巳朔「詔、諸州營田糶稻麥、並起赴本路總領所、樁充馬料、」。
(44) 宋会要食貨六三ノ一四二營田雑録乾道三年六月十三日。

(45) 宋会要食貨三ノ営田乾道二年六月二十五日、同食貨六三ノ一四六営田雑録乾道五年三月二十七日など。
(46) 宋会要食貨一六ノ三〇官田雑録隆興三年六月一日（淳熙三年には出売禁止令が出ている。）
(47) 宮崎市定「中國近世における生業資本の貸借について」（『アジア史研究』三）、曾我部静雄「宋代の質屋」（『宋代政経史の研究』）。
(48) 聖政巻五六。
(49) 加藤繁「宋と金國との貿易に就いて」（『支那經濟史考證』上）。
(50) 宋会要食貨三八ノ三四互市紹興十二年五月四日。
(51) 宋会要食貨五四ノ二一雑賣場乾道元年三月五日。
(52) 曾我部静雄「宋の度牒雑考」（『史学雑誌』四一ノ五）。
(53) 宋会要職官四一ノ五四総領所。
(54) 雑記甲集巻一五祠部度牒。
(55) 要録巻一八二紹興二十九年八月甲寅など。
(56) 宋会要食貨五三ノ五倉部紹熙元年十月十一日。
(57) 水心別集巻一四監司「今也轉運司、徒報上供之數於戸部、而轉輸運致之實則無之、」。
(58) 劉克莊、後村先生大全集巻七九與都大司聯銜申省乞爲饒州科降米狀や、黄榦、勉齋集巻二九申臨江軍乞申朝省除豁綱欠など。
(59) 聖政巻二九紹興十三年十一月に二四〇緡、要録巻一九〇紹興三十一年五月辛丑と雑記甲集巻一六乾道内外大軍數には二〇〇緡（道）とある。
(60) 安部健夫「生熟券支給制度略考」（『元代史の研究』）、また本論文提出後に（昭五二・一・一〇）小岩井弘光「南宋大軍兵士の給與錢米について—生券・熟券問題と關連して—」（『東洋史研究』三五ノ四）が出て更にこの問題が解明された。
(61) 曾我部静雄「宋代の馬政」（『宋代政経史の研究』）、藤本光「南宋廣馬考」（『東洋史学論集一』）など。
(62) 宋会要兵一三ノ二二買馬下紹熙二年十二月二十六日。

(63) 宋会要職官四三ノ一一六都大提挙茶馬司、洪邁の夷堅志景第七鄂州綱馬。
(64) 両朝綱目備要巻三開禧二年是歳。
(65) 景定建康志巻三六提領江淮茶鹽所。
(66) 可齋續藁前集巻三四乞休致奏。
(67) 宋会要職官六国用司には乾道二年と嘉泰三年、欽定續文献通考巻三〇國用一に淳祐六年の設置例がある。
(68) 宋史全文續資治通鑑巻三四淳祐七年七月丙辰。
(69) 宋会要職官四一ノ六六総領所嘉定三年十一月九日の条に「至開禧用兵之初、（中略）、遂令四川總領所、照江淮湖廣體例、並聽宣司節制、」とある。
(70) 欽定續文献通考巻三〇國用嘉定十一年の附註に「軍政在戎帥、則總領爲急務、軍政在宣制、則總領爲贅員、何也、蓋軍政在戎帥、則民事不得與知、命人以總領其事、無可疑者、軍政在宣制、則財賦輕重當出其手、總領之職、特一有司耳、」とあることや、総領使の任官者が南宋も末年に近づくにつれて、制置使などの兼任がふえていることも注目したい。

（大学院学生）

四川総領所

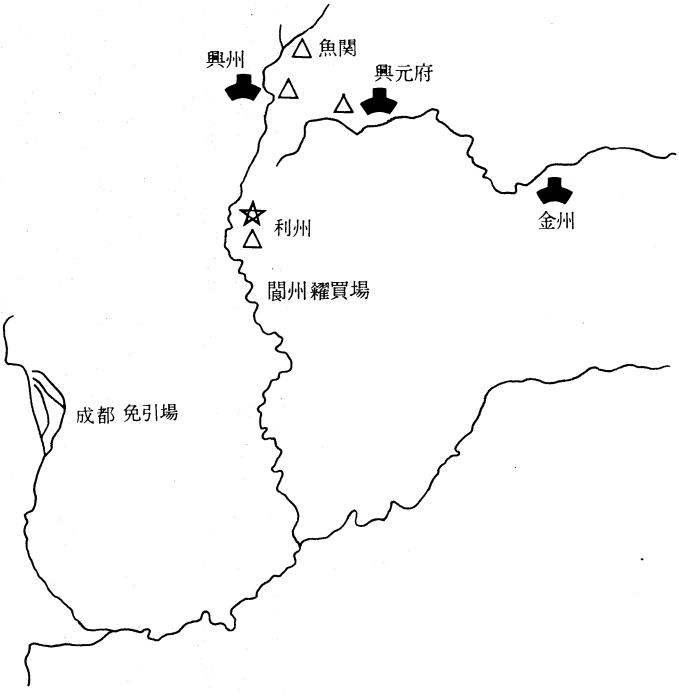

1	☆——総領所	9	△——大軍倉庫
2	——都統司	10	▽——転般倉
3	○——綱米起撥州県	11	▲——9と10
4	◐——収糴例のある州県	12	×——主管銭物官所在州県
5	⊖——雑税起撥州県	13	■——11と12
6	◑——3と4	14	□——10と12
7	◐——3と5	15	▨——9と12
8	●——3と4と5	16	⊗——3と12

湖広総領所

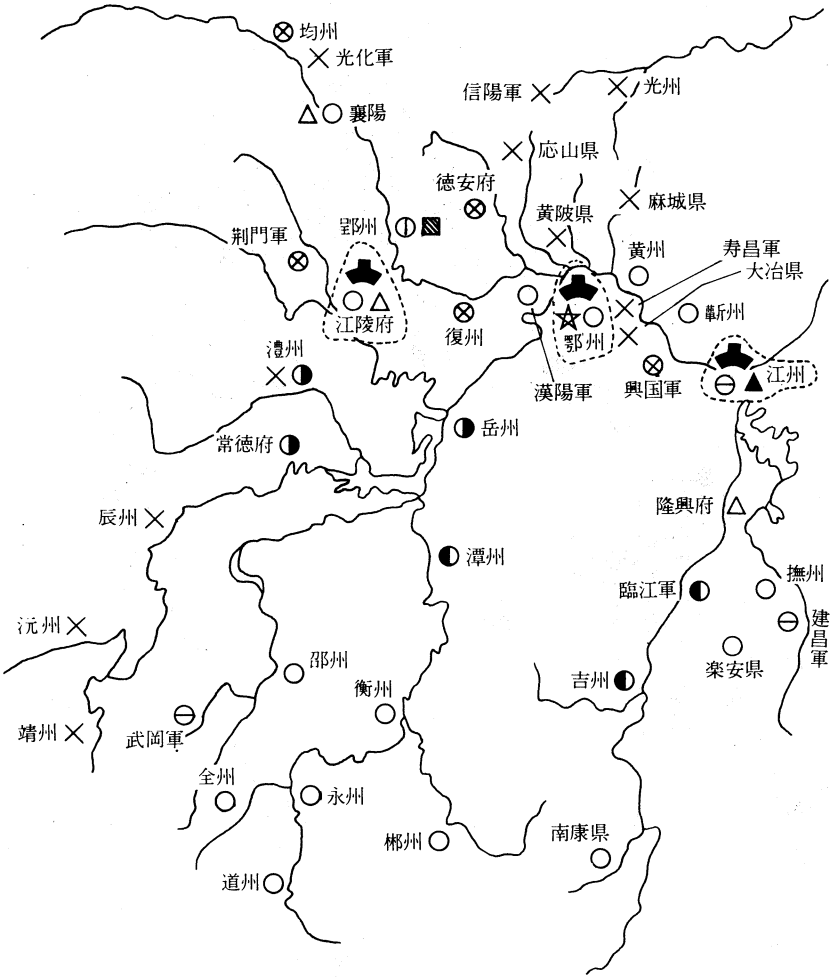
均州
光化軍
襄陽
信陽軍
光州
応山県
徳安府
麻城県
黄陂県
荆門軍
郢州
黄州
寿昌軍
大冶県
江陵府
復州
鄂州
蘄州
澧州
漢陽軍
興国軍
江州
岳州
常徳府
隆興府
辰州
潭州
撫州
臨江軍
沅州
建昌軍
楽安県
邵州
衡州
吉州
靖州
武岡軍
全州
永州
郴州
南康県
道州

淮西総領所

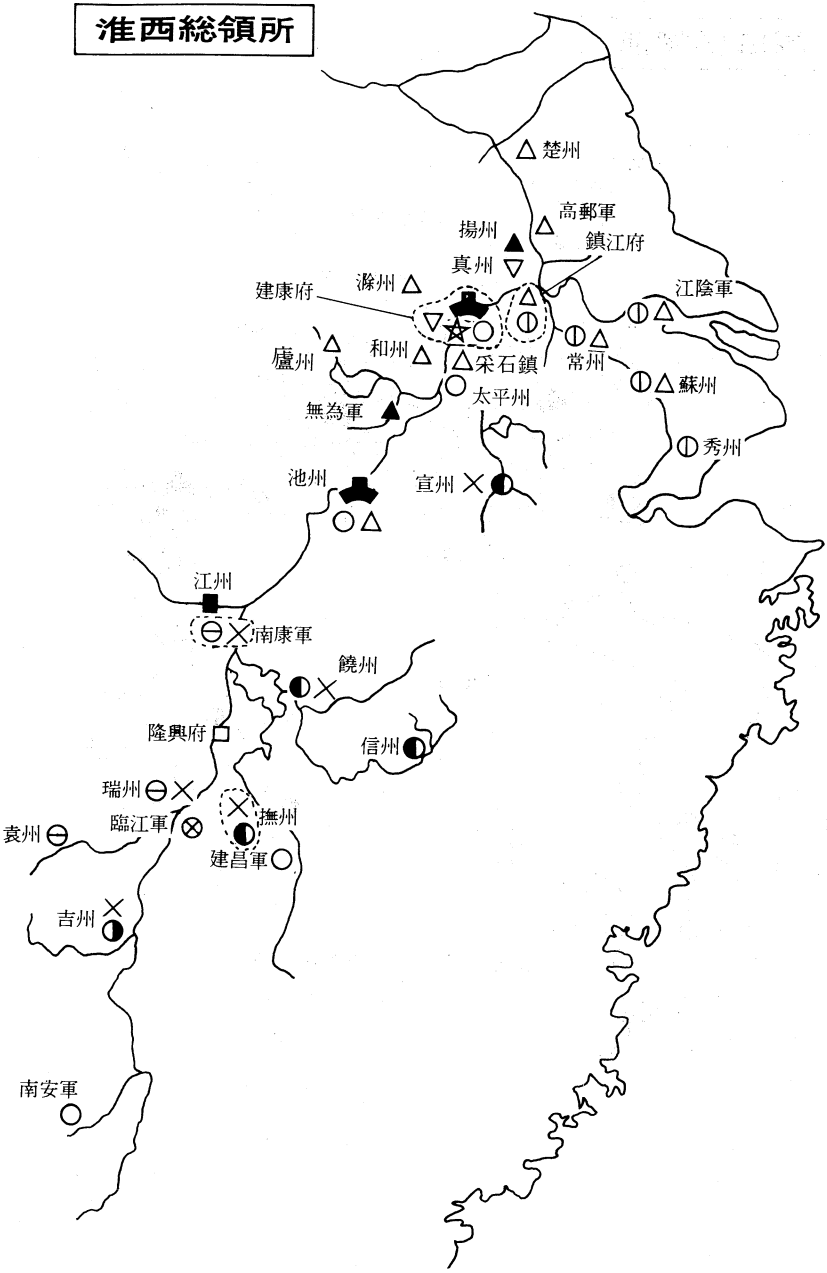
楚州
高郵軍
揚州
鎮江府
真州
滁州
建康府
江陰軍
常州
蘇州
和州
采石鎮
廬州
太平州
無為軍
秀州
池州
宣州
江州
南康軍
饒州
隆興府
信州
瑞州
臨江軍
撫州
袁州
建昌軍
吉州
南安軍

淮東総領所

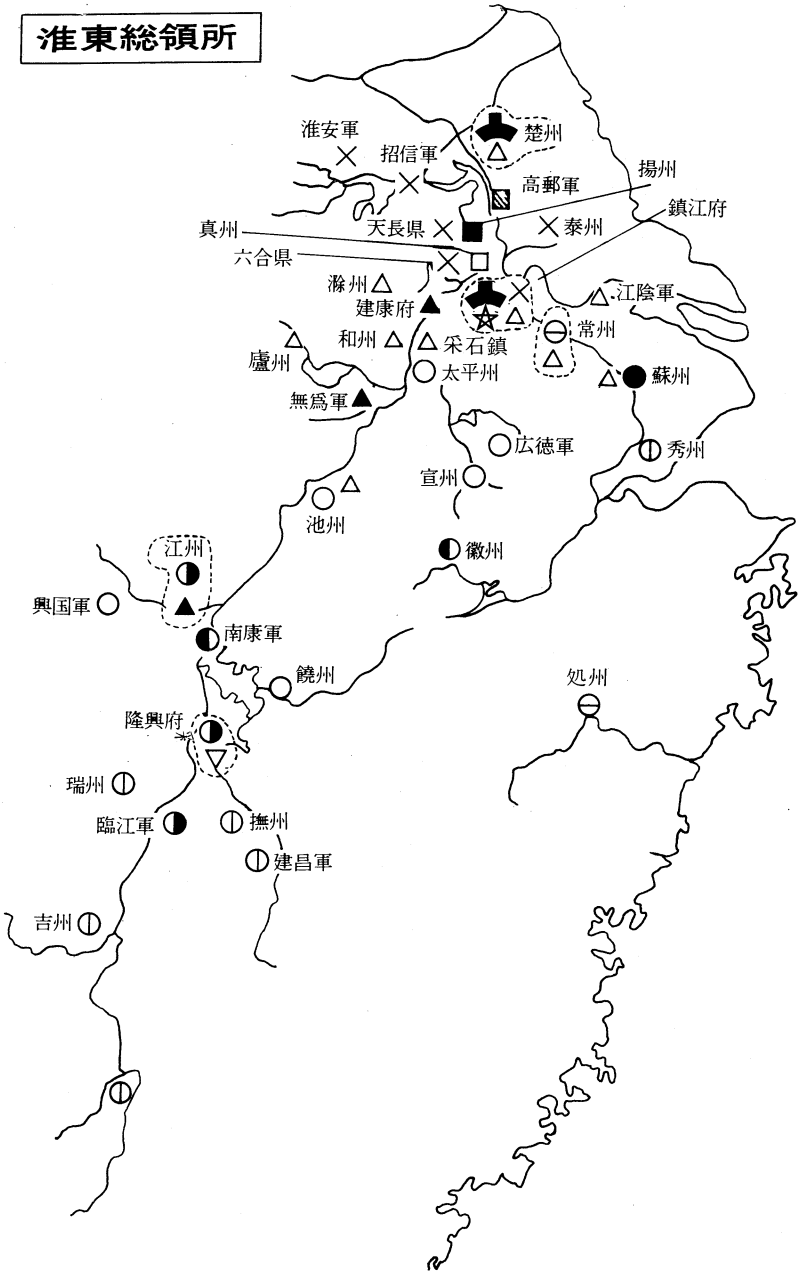
淮安軍
招信軍
楚州
高郵軍
揚州
鎮江府
天長県
泰州
真州
六合県
滁州
建康府
江陰軍
常州
和州
采石鎮
盧州
太平州
蘇州
無爲軍
広徳軍
秀州
宣州
池州
徽州
江州
興国軍
南康軍
饒州
処州
隆興府
瑞州
臨江軍
撫州
建昌軍
吉州